

動画による企業プロモーション事業に係る 動画制作対象事業者募集要領

本市では、人材確保に苦慮し事業拡大等の機会損失に悩む市内の商工業を営む事業者の魅力・強みを発信する動画制作を行います。このプロモーション動画により人材確保、ひいては事業拡大につなげたい事業者が対象です。

制作した動画は SNS 等による情報発信のほか、DVD にまとめて市内の学校等に配布するなど、より多くの方に PR していきます。

動画によるプロモーションを通してより効果的に自社の魅力を発信したい意欲のある事業者を募集します。

1 募集対象企業

下記のすべてを満たし、本市内で就労する人材を募集する事業者。

- (1) 商工業を営む事業者であること。
- (2) 宮崎市内に本社又は事業所等があること。
- (3) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる企業等又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していないこと。
- (4) 労働関係法規等の法令に違反していないこと。
- (5) 市税の滞納がない事業者であること。
- (6) 申請時点で雇用保険適用事業所であること。
- (7) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等労働関連法令に違反がない事業所であること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくはなされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でない事業者であること。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業所でないこと。
- (10) その他公序良俗に反する恐れのある商品・サービス等を提供する事業所でないこと。

2 募集事業者数

40 社程度

3 事業概要

- (1) 職場の様子や社員へのインタビューなどを通して、企業の概要・魅力等を PR する。
（詳細は動画制作の対象事業者、本業務の受託事業者及び産業政策課 3 者で打合せの上、決定する。）
- (2) 制作期間は令和 6 年 5 月下旬から令和 7 年 1 月末までとし、順次制作・広報を行う。
- (3) 1 社あたりの動画制作に要する期間は約 2 か月とする。
- (4) 1 社あたりの動画の時間・制作本数は 1 分程度を 3 本、それらをまとめた 3 分程度を 1 本とする。
- (5) 制作した動画の著作権は市に帰属する。
- (6) 制作した動画は、市ホームページや SNS 等で幅広く活用する。
- (7) 制作した動画は、自社ホームページや会社説明会等で利用可能とする。

ただし、動画の加工や、編集しての利用は不可とする。

4 募集期間

令和6年4月22日(月)から5月10日(金)まで

※決定通知は5月中旬以降に郵送で通知予定。

※参加決定通知送付後の辞退は、原則として認められません。

5 応募手続き

(1) 応募方法

提出書類を産業政策課へ郵送または持参

郵送の場合：〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号 産業政策課宛て

持参の場合：宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル8階（開庁時間 8時30分～17時15分）

(2) 提出書類

ア 応募申請書（様式第1号～第5号）

イ 商業登記事項証明書（写し）

※産業政策課に応募申請書が到達した日から、3カ月以内に発行されたもののみ有効

ウ 宮崎市内に本社又は事業所等があることを証する書類（HPなど）

エ 雇用保険適用事業者番号を証する書類（写し）

オ 応募資格等確認書（様式2）の認定・認証や表彰実績を記載する場合は、根拠となる資料の写し

カ その他市長が必要と認める書類

※提出書類は、事業者選定以外の目的には使用しません。

6 提出に際しての注意事項

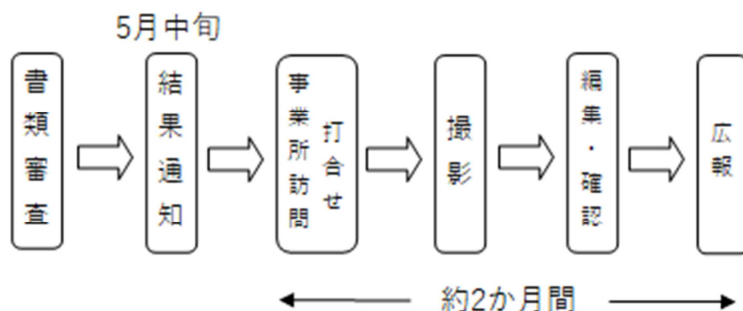
応募にあたっては事業所内外の関係者との調整を十分に行い、合意形成を行ったうえで応募すること。特に設備等の撮影及び公開の可否については、取引先も含め、入念に調整を行ってください。

7 審査方法、スケジュール

(1) 事業者の選定については、提出書類を基に審査し、各種認定等取得事業者を優先の上、決定します。

(2) 審査基準を満たさない場合や、応募多数の場合は、審査の上、事業者を決定します。

(3) 動画制作スケジュール（目安）



※状況に応じて取材や撮影回数が増減します。

8 費用

動画制作の過程において、対象事業者が負担する費用は一切ありません。（ただし、動画制

作時において事業者に経費が発生した場合の費用は自己負担となります。)

9 問合せ先

宮崎市 観光商工部 産業政策課 (担当：金丸)

〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号

電話番号：0985-21-1792

E-mail：17syouko@city.miyazaki.miyazaki.jp